

執筆項目 1 教育目標等の具体的な表現による明示

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

学部・学科の教育目標については、それを学内外に対して積極的に公開するだけでなく、このような目標を定める際には、学生に身につけることが期待される学習成果を重視する観点から、具体的に明確な内容にすることが、要請されている。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

法学部では、2007年度より、教育目標を次のように定めている。

「法学部は、青山学院のキリスト教主義の建学精神に立脚しつつ、人間的素養と法学的基礎を備えた上で、社会における多様な個性とニーズを識別し複雑な事象の科学的分析を行える応用力を有し、もって、社会の中で必要とされる能力を発揮しつつ自らの道を切り拓くことができるような人材を育成することを目的とする。その目的を達成するため、個々の学生が学びながら将来を見据えることができるコース制教育を十分に支える教職員を配置するとともに、柔軟なカリキュラムの編成を推進し得るような、かつ、地球規模の観点からみた法的課題に応え社会的公正と正義の実現に資するような、高度専門的及び先端的な研究を遂行する。」

この教育目標を踏まえて、受験生に対しては、例えば、次のような表現を用いている。

「青山学院大学法学部では六つの専門領域(6コース制)から一つのコースを入学時に選択します。各コースは、多種多様な専門科目から組み立てられています。将来を見据えた上で、四年間の勉強を継続し法律学の体系的な知識を身につけてください。」

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

学校教育法施行規則の改正により、2011年度以降は、教育目標それ自体を公開することが義務づけられる。そのため、今後は、2. で述べたように教育目標を敷衍して分かりやすい表現にして受験生等に説明するやり方では足りず、教育目標自体についても今後より具体的な表現を用いて、受験生等がより理解しやすいものにすることが望ましい。このように教育目標が理解しやすいものになるよう、カリキュラムを改正する過程(2012年実施予定)で教育目標自体についても改正の是非を検討すべきである。

専門的な基礎知識に基づき、応用的な課題を解決できる人材を育成することが課題となってくる。この様なことができるようになるためには、法学の領域だけでなく、隣接する領域についても基礎知識を獲得できるような教育が必要となる。今後、教育目標のさらなる改訂を含め、検討する。

執筆項目2 「受入れ方針＝アドミッション・ポリシー」に基づく入学試験の実施・運用

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

アドミッション・ポリシーにおいて、どのような学生を本学部が受け入れたいかを受験生に明示し、かつ、このポリシーにかなった受験生に本学部に入學してもらえるように、入学試験の方式や試験科目を定める必要がある。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

本学部は、以前から法学部入学者選抜指針を定めていた。そして、この指針に適合するような学生に入學してもらうために、筆記試験による入学試験〔一般入学試験（全学部日程、個別学部日程（A方式、センタープラス方式））および大学入試センター試験利用入学試験（前期日程（3教科型、4教科型）、後期日程）〕だけでなく、高等学校在学時の活動・経験を重視した入学者選抜を行うための特別入試を実施している。すなわち、指定校推薦入学試験、青山学院高等部内部推薦入学試験、全国高等学校キリスト者推薦入学試験、スポーツに優れた者の入学試験（一般および強化指定部制）、海外就学経験者入学試験、外国人留学生入学試験、及び難民を対象とする推薦入学試験である。

2010年10月に、本学部は、従来の入学者選抜指針に代わるものとして、アドミッション・ポリシーを新たに定めた。このアドミッション・ポリシーにおいて、本学部は、学力の面では、数学や日本史あるいは世界史について十分な知識を有すること、および、日本語や英語の能力を習得していることを受験生に求めている。また、高等学校時代に生徒会活動などを積極的に受験生が行っていることが望ましい旨も示している。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

新しく定めたアドミッション・ポリシーに適合した入学試験となるようにするためにも、現行の9種類の入試方式を整理統合し、入學を希望する者が理解しやすい方式に変更する予定である。特に、一般入学試験および大学入試センター試験利用入学試験等における選択科目の変更が必要となる。もっとも、入學後のGPAの動向評価に基づいて検証すると、選択科目の数を減らすことは適切ではない。このため、一般入学試験の試験科目としては、英語、国語を基軸にしつつ、現在の選択科目に加えてどのような科目を追加すべきかについて、——難しい課題ではあるものの——現在検討を始めようとしている。

執筆項目3 「学位授与の方針＝ディプロマ・ポリシー」に基づく学位授与と質保証

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

本学部の目的を達成するためには、この目的に適う人材を社会に送り出せるよう努めなければならない。このようにするためには、この目的に適った学生に学士（法学）の学位を授与するように、学位授与の方針を定める必要がある。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

1.で述べた状況を踏まえて、本学部は、2010年10月に、教育目的に適う人材を社会に送り出すことを目指す趣旨で、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を以下のように定めた。

本学科は、以下の要件を満たす学生に対し、「学士（法学）」を授与する。

1. 本学科が求める総単位数を所定期間内に修得すること。
2. 2年次以降、学生自らが選択した教育コースにおいて指定された専門科目群について所定の成績評価レベルに到達すること。
3. その前提条件として、例えば、2年次までに指定された単位数を習得することが所定の期間内に学位を得ること。

この方針に適う学生に対してのみ学位を授与するために、本学部は、まず第1に、3年次への進級条件として、50単位を取得していることを要求している。第2に、各自の選択したコース別に指定されている専門科目について、所定の単位を取得しなければ、卒業できないようにしている。第3に、単位僅少者については、本人と学部長等と面接する機会を設けて、就学の意思がある場合には努力を喚起しつつ、成業の見込みがない場合には除籍される可能性があることを申し渡している。第4に、（後述する項目に関係することではあるけれども）単位授与の基準についても、成績評価基準を定めて、卒業する学生の質を確保するよう努めている。

なお、履修科目のGPAに基づいて、学位授与と共に、優秀者に対して学部としての各種の特別表彰を行っている。また、前年度から成績が伸びた場合、顕著に「伸びた学生」を対象として、「伸びたで賞」をもって表彰している。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

現在、カリキュラムを改正する作業を行っている。この作業の過程において、教育目的に適った学生を社会に送り出すために、質保障のための方策をも併せて見直すことになる。また、教育目的をより達成できるようにするため、ディプロマ・ポリシー自体についてもより明確で具体的な内容に変えることも検討することになるかもしれない。

執筆項目5 「教育課程編成・実施の方針＝カリキュラム・ポリシー」に基づく具体的なカリキュラム構成

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

本学部が教育目的に適う人材を社会に送り出すためには、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）をこのような趣旨に適合するように定めるだけでは足りず、ディプロマ・ポリシーを実現できるように教育課程（カリキュラム）を編成し、教育課程の内容を定めなければならない。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

本学部は、2010年10月に、カリキュラム・ポリシーを明確に定めた。このポリシーにおいては、ディプロマ・ポリシーに適った人材——特に「リーガルマインド」を身につけ、社会の問題を公平に解決できる人材——を育成できるように教育課程を編成し、教育課程の内容を定める趣旨を明確にしている。

教育課程（カリキュラム）における各科目の目的・内容は、次のとおりである。すなわち、1) 学生が青山スタンダード科目を履修することにより、青山学院のキリスト教主義の建学精神に立脚した人間としての素養——教育目的に掲げている素養——を身につけることができるようにする。2) 1年次に必修科目を設け、この必修科目を履修することにより、学生が法学を学ぶ基礎を築くことができるようにしている。3) 2年次より学生はコース制（6コース）に所属することになっている。このようにコース制を採用している理由は、基礎法、実体法、手続法、政治学など多様な専門科目を学生に履修できるようにしつつ、学生が専門科目を系統的に学ぶことを促すためである。コース制については、2003年度から6コース制に拡充したことにより、「何を学びたいのか」、そして、「将来どういうことをしたいのか」ということ明確にしたところである。さらに、4) 3・4年次に少人数演習を多く設置している。学生は、このような演習に参加することにより、特定の分野について深く学習するとともに、関連する専門科目に係る知見をさらに深めることができる。

本学部の独自の科目として、海外セミナーがある。このセミナーは、参加学生の国際性を養うために設けられた科目であり、参加学生は、2週間から3週間程度の間、外国（韓国、中国、オーストラリア、アメリカ）の大学や国際機関（ILO）で学ぶことになる。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

2012年からカリキュラムを改正することを予定している。この改正内容を検討する際には、教育目的をより達成できるようにするために、新しいカリキュラムの具体的な内容を定める必要がある。具体的には、「学部から大学院までの教育体制を考えた Semester 制」の導入、新たな時代に適応した「新たなコース制」の導入、「スーパーバイザー制」の拡充などを検討している。

執筆項目 6 適切な履修指導の実施

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

学生が学習を計画的に行い、学習成果を達成できるようにするためには、適切な履修指導を行い、学習の動機づけを行う必要がある。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

- 1) 『履修ガイド』（年間スケジュール、履修計画、成績評価基準、進級条件など全 190 頁）を配布し、年度初頭の履修ガイダンスを開催している。
- 2) 学生は 2 年次より各コースに所属することになるので、1 年次にはコース選択についての指導をおこなっている。
- 3) 少人数教育の中心となる演習（44 演習）の履修については、『AGU SEMINAR GUIDE』（演習内容、申込要項、選考方法、オープンゼミ案内、ポータルサイト演習申込手順など全 29 頁）を配布した上で、法学部ゼミナール連合（学生による組織）主催のオリエンテーションを実施している。さらに、演習担当教員によっては、オープンゼミを開催し、演習の履修を希望する学生が見学して、演習を選択する際の参考になるようにしている。
- 4) 学習に係る事柄については、教務課窓口において、常時相談を受け付けている。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

上記の履修指導や履修相談を行ってきたが、それだけでは対応できない学習習得の遅れに対しても支援することが必要であると考えている。また、法曹を目指して大学院進学を希望している学生に対する支援も必要である。

- 1) 法律指導室に、担当専任教員を配置し、博士後期課程院生の SV（スーパーバイザー）と学生の学習支援組織である「法学部ゼミナール連合」の協力の下に、学習に係る補習講座、研究イベント、講演会等を開催するべく準備を始めている。
- 2) 国家試験ワーキンググループに担当専任教員を配置し、法曹をめざす学習組織である「尚法会」に対する支援を行ないつつある。

さらに、学生の希望する進路が多様になっているので、いくつかの「履修モデル」を提示し、卒業後の継続教育をも視野に入れた指導体制が必要であると考えている。

執筆項目 7 入学前・入学時における入学生に対する教育への配慮

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

入学者に対しては、任意ではあるがほぼ全員に対するアンケート調査（簡単な学力調査、学習の目的、学部に対する希望、履修したい科目、卒業後の希望、高校生活について、及び学部教育の今後に関する質問など）を行っている。この調査結果を統計的に解析すると、学習意欲と学習環境との間に有意な関係が認められる。学習意欲と学力のばらつきが、やや広がる傾向にある。これらは、個々の学生がおかれてきた入学前の学習環境に影響されているものと考えられる。

また、学生の資質として、「読む、書く、話す」、そして、「まとめる、表現する、討議する」、さらには、「時間内に解決する、公正であることを判断する、適正な判断を確かめる」という段階的な評価指標に基づいてみると、学部教育においては、個別的な配慮が必要になってきているといえる。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

- 1) 4月の履修登録期間に、学年別に、履修ガイダンスを実施してきた。
- 2) スポーツ推薦入学者、キリスト教推薦入学者、高等部からの内部進学入学者に対して、入学前の学習として、推薦図書を提示し、レポート課題を与えている。また、eラーニングによる英語学習を実施している。
- 3) 新入生歓迎オリエンテーションを実施し、学部における学習環境を俯瞰する機会を与えている。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

今後は、（入学前後に）補修・補完学習をするよう新入生に対して促す手段として、インターネット等を活用することも検討していく必要になる。

また、2012年度からの実施を目指して、初年次の学生が学ぶべき科目について「新しいカリキュラム編成」を準備している。

執筆項目 8 初年次教育の方針や取り組み内容

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

本学の全学部に通ずる教養教育を主軸に取り組んでいる。具体的には次の諸点である。

- 1) 「青山スタンダード科目」において、「フレッシュャーズ・セミナー」を設けることによって、本学における学習環境への順応を支援している。この科目において、学部の枠にとらわれずに、学び方および研究の方法に関する導入教育を行っている。また、多面的かつ多角的な総合講座として「ウェルカム・レクチャー」を設置し、大学で学ぶことの意義を教えることによって、初年次の学生を

導いている。

- 2) キリスト教信仰に基づく教育基盤、技能コア（言葉、身体、情報）、教養コア（人間理解、社会理解、自然理解、歴史理解）に係る科目群を「青山スタンダード科目」として配置している。1年次、2年次にバランスよく履修することを指導している。
- 3) 学部学科では、特に、言葉技能（英語スキル）と情報技能（情報スキル）の学習を重視している。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

「青山スタンダード」の教育システムに任せていたので、学部学科での初年次教育のあり方について、特に、特色ある対応を検討してこなかった。

ただし、単発的なセミナーを開催することによって、「リーガル・リテラシー」に係る導入教育は行っている。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

2012年度からセメスター制を検討している。1年次の早い段階から「法学の専門領域に係るケース・スタディ科目」を履修することができるようなカリキュラムの設計を検討している。また、学生と専任教員との交流を密にするため、これまで青山学院大学が継続してきた「アドバイザー・グループ」の活動に加えて、より一層アカデミック・デベロップメントを重視した「スーパーパイザー」を拡充することを検討している。このようにすることにより、入学当初の学生がドロップアウトすることが減り、初年次教育としても効果を発揮すると考える。

執筆項目 9 授与する単位の実質化への方策

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

大学設置基準及び本学学則によると、講義科目について学生が所定の単位を取得するためには、教室での学習に加えて、この2倍の時間を自習しなければならないはずである。しかし、本学部においても、学生が単位を取得するのに要求されている時間をかけて学習していなくても、単位を取得できてしまう実態がないわけではなかった。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

「単位の実質化の試み」は、難しい課題の一つである。現在までの対処状況として、a. キャップ制の導入、b. シラバスに準備の項目を加えたこと、c. GPAの計算方法を変更したこと（履修放棄や不可評価の科目も分母に入れるようにしたこと）などがある。

一部の授業科目においては、シラバスに記載されたスケジュールに基づいて、段階的な到達目標を

設定した授業が展開されている。また、学生への配布資料として、当該科目を履修することによって得られる「教育効果としてのコンピテンシー」の内容を示しているケースもある。あるいは、e-ラーニング授業と座学を組み合わせた授業運営、特定の情報サイトを使った履修学生との質疑応答などを実験的に試みている担当教員もいる。演習によっては、授業期間以外にも、ゼミナール合宿において学習をしている。課外授業等による課題設定なども、科目によっては実施されている。以上のような努力により、本学学則所定の学習時間分の学習を学生がするようになり、単位が実質化すると考える。もっとも、この段落で述べたような個別的对応について、学部長等への報告は行われているものの、学部として組織的な取組みをするには至っていない。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

今後の対応としては、教育の到達目標を具体的に提示した上で、シラバスを改善して、自学習としてなすべき内容を明確にすることや、キャップ制の適正化などについて、検討する必要がある。

執筆項目 10 授業評価アンケート結果の組織的な活用

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

2007年度以前の授業評価アンケート調査では、科目名・教員名を明示して結果を公開することは、その旨同意した教員のみしか行われていなかった。同意しない教員が担当する科目については、科目配置群ごとにしか結果を公開していなかった。このため、上記の事項について、2008年に大学基準協会から改善するよう指摘を受けていた。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

科目ごとの公開がなされていない問題については、2008年度前期から、学部専任教員の講義科目については全て科目名・教員名を明記してアンケート結果の数値部分を大学ポータル上で公開することとした。

なお、2008年度のアンケートを実施する際に学生に記名を求めることとした点については、学生から懸念の声も寄せられたため、2009年度以降無記名回答に戻した。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

授業評価アンケートをどのように組織として活用するかについて、早急に具体策を検討する必要がある。

執筆項目 11 義務化されている FD 活動への具体的な取り組み

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

法学部は、「ALS-FD」(Aoyama Law の教育の底力を向上させるための組織的活動)を維持するために、プロジェクトチーム(法学部主任会及び法学研究科主任会、学部長を含む 6 名)を組織し、「ALS-FD 2008-2010」(2008 年度、2009 年度および 2010 年度の三ヵ年において所定のプログラムを実施する計画)によって、取り組んでいる。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

毎年数回全専任教員が参加する授業改善検討会を開いている。この検討会においては、報告を担当する専任教員が自己の行っている授業改善策を発表し、その後参加者同士で意見交換が行われている。このような検討会を行うことにより、専任教員の間で授業改善の方法(ノウハウ)が共有され、授業の改善に役立っている。

また、2010 年度からは、非常勤の教員と専任教員との懇談会が開催されている。この懇談会を通じて、非常勤の教員を含めて、授業・試験のやり方について情報が共有されるようになっている。

さらに、海外セミナーを行う際に、このセミナーを引率する教員が、訪問先の大学と教育方法について意見を交換している。この意見交換により、訪問先の教育方法について本学部の教員が知ることができ、その結果授業の改善も行うことができるようになる。

1) カリキュラム内容／成績評価についての情報共有

- ・ 始業伝達式(新入生対応)における法学部成績評価方式についてのガイダンス
- ・ 授業改善検討会の実施
- ・ クラス指定科目についての改善対応

2) 授業に係るピア評価の実施

- ・ 学位授与式後の懇話会における個別ヒアリング
- ・ 現行の授業評価アンケートの方法について再検討／情報共有

3) 授業設計／運営の円滑化の推進

- ・ TA による講義科目全般の学習支援
- ・ 能力別クラス編成についての検討(語学系科目)
- ・ 必修科目について、各クラスの授業内容を同じにしたこと(憲法 I・民法 I については担当者を統一することによって、刑法 I についてはシラバス等を統一することによって、実現した)

4) 複合的課題に対応した教育メソッドの推進

- ・ 海外研修セミナーに関する「相手校の教育メソッド」について意見交換
- ・ 多言語環境下における FD について意見交換(オーストラリア国立大学、華東政法大学(中国)等)

5) 融合分野定着を推進するための FD 支援

- ・ 行政法・刑事法・商事法の融合分野についての意見交換

- ・ 知財、環境、安心・安全等の分野について教材開発

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

毎年度末には、プロジェクトの事後評価を行っている。プログラム実施の初期としては、一定の基盤形成がなされた。しかし、知識ベースを共有するための努力を継続する必要がある。たとえば、共通教材の作成（「ガクモンのススメ」の改訂）、FD 推進を支えるための情報交換組織（アカデミック・ネットワーク・ワーキンググループ）の構築などである。

執筆項目 12 シラバスの掲載内容の充実

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

2008 年度までは、シラバスに教員間で記述内容や量に精粗があり、大学基準協会からも、この旨の指摘がなされていた。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

基本指針は、a.統一したシラバスによる情報の開示、および、b.関連する分野間の連携を行う、の二点である。

- 1) 同一名称の科目の各クラスにおける講義内容は、統一したシラバス（講義題目、授業の到達目標およびテーマ、講義概要、授業計画、成績評価方法、教科書、参考書、準備、その他）を作成し、指導を実施している。
- 2) 関連する分野間、科目間においては、シラバスの掲載内容を相互に調整し、履修モデルを明確にする。

問題を解決するための具体的な対処策としては、2009 年度より、非常勤講師担当科目を含む全ての科目について、シラバスの記載内容につき、より詳細な基準が各教員に示された。その結果、記述内容や量についてのばらつきが少なくなった。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

関連する分野間においてシラバスの掲載内容を相互に調整することについては、当初の予定と異なって、やや調整上の課題が生じている。語学系の分野における経験を活かしつつ、専門分野の個性を尊重して、担当者相互間の理解を深めて実行する必要がある。

執筆項目 13 教員の教育業績に対する取り扱い

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

教員の採用・昇格を審査する際に、教育についての業績評価などが不十分であるため、教員が自己の教育力を向上しようとする誘因が少ないと指摘されている。このような状況を改善するために、教員の採用・昇格の審査の際に、研究業績のみならず、教育業績をも考慮して行うべきであるといわれているところである。本学部も上記の内容については共感するものである。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

現在、法学部では、現に所属する教員に対する教育評価は、実施していない。教員の採用人事にあたっては、研究業績のみならず、(主に教育歴に限られているとはいえ)教育業績を総合評価して、候補者を採用する否かの意思決定を行っている。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

近年、各教員の学内外における教育活動は多様になってきている。他大学の授業担当、オープン・カレッジ等における集中講座、外国の大学における英語での授業、eラーニングによる講座などである。また、社会参画に伴う教育活動も増えている。このような動向を踏まえ、教育評価の目的を明確にしつつ、「ティーチング・ポートフォリオ」、「教育スキル・コンピテンシー」などの導入について更なる検討が必要であると考えます。

執筆項目 14 成績評価基準の厳格化・統一化

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

2008年度までにおいても、成績評価方法は各科目のシラバスに掲載していた。しかし、同一名称の科目について複数のクラスが設置される場合に、異なる教員が各クラスを担当するときには、成績評価基準等が必ずしも統一されていたわけではなかった。さらに、各科目の担当者により、成績標記の比率に著しいばらつきがあった(成績評価のクラス平均値〔GPCA (Grade Point Class Average)〕に著しい差があった)。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

基本方針は、次のとおりである。1) 成績評価の客観性および厳格性を確保するために、事前に、学生に対して、具体的な成績評価基準を開示する。2) 同一名称科目の各クラスについて複数の教員

が担当する場合には、担当教員による検討会を開き、授業内容やレベルの調整を図る。3) (下記の成績評価基準の適用対象とならない) 少人数クラスの授業などにおいても、授業内容や教育方法の工夫を通じて、評価のばらつきを少なくする。4) 中長期計画に基づき、追跡的評価を行い、成績評価基準についての改善の努力を続ける。

担当者による成績評価の比率の著しいばらつきという問題への対処について、詳述する。2009年度より、学部の専門講義科目について「法学部成績評価基準」に則った成績評価を実施することとし、そのことを『授業要覧』に掲載した。その概要は、次の通りである。

- ①担当者は、極端に厳しい又は極端に緩やかな成績評価とならないように、授業内容と授業方法を工夫する。
- ②X評価とする者を除く受講者の成績評価比率は、AA (5~10%)、A (15~20%)、B (30~35%)、C (30~35%)、XX (20%以内) とする。何らかの理由でこれと異なる比率とした場合には、担当教員は、その理由を学生に告知する。
- ③担当教員は、採点終了後、全講義科目の成績評価比率の結果並びに試験問題・出題意図・講評を学生に告知する。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

2010年度から、非常勤の教員と懇談会を設けて、成績評価の相対評価についての問題点や本学部の学生の資質などについての話し合いを行っている。この話し合いの場を通じて、専任教員と非常勤の教員との間で、成績評価基準についても情報交換が行われ、その結果、成績評価基準のばらつきがより少なくなることが期待できる。さらには、上記の成績評価基準についても、専任教員だけでなく、非常勤の教員からも意見や実情を聞くことができるので、基準自体もよりよいものに改善できるものと考えている。

執筆項目 15 学生個人ごとの学習履歴や学習成果の把握

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

現在の状況は、次のとおりである。すなわち、a.学生の個人情報に関わることについて、入学時提出の個人情報は学生部が管理し、各年次の成績情報は教務課が管理する体制を採る。b.アドバイザー・グループ活動に関わることは、学生部と担当教員との連携を図り、円滑に行うこととする。c.成績情報については、教務課と担当教員が、所定の運用規則の下に、利用し、活用する。

クラスアドバイザー制度は、導入していない。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

前述のように、クラスアドバイザー制度はないものの、学生個人への学習指導については、演習担

当教員および TA（ティーチング・アシスタント）を介して、あるいは、アドバイザー・グループ活動を介して、取り組んでいる。

公務員試験や法律関係の資格試験受験希望者、本学法務研究科入学希望者、その他通常の講義以外に学習機会を必要としている学生に対する学習の支援については、法律指導室における SV（スーパーバイザー）を介して、学習状況を把握するように努力している。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

現行の教育体制を改めて、学生個人ごとによりきめ細やかな指導を行うことを目指して、検討をしていく必要がある。この様な指導を実現するための手段のなかでも、特に、本年度から開始した「SV（スーパーバイザー）制」については効果が期待できるであろう。そこで、この制度をより充実したものにできるように計画を立案している。

また、「学習ポートフォリオ」の導入等についても検討する予定である。

執筆項目 16 学科・専攻の目指す国際化と取り組みの現状

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

グローバリズムの進展が著しい中、法や政治を学ぶ学生が視野を広く世界に向け、外国への理解を深め、そこから改めて「地球サイズの視野」を持って日本を客観的に捉えていくことは不可欠である。そのために、外国の学生と直接交流し、意見をかわすこと、および、外国の社会や生活をじかに体験することは、きわめて重要であると考えられる。

また、研究に関しても、世界がインターネットでつながる現在、法学の課題はさらに多様化している。国内での活動にとどまらず、国際共同研究を推進し、研究成果を世界に向けて発信することが重要である。

もっとも、2008年に大学基準協会からは、学生間の国際交流推進のため海外の協定校・認定校との単位互換などについて、数が少ない旨の指摘を受けている。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

学部の中長期計画に基づき、複数の関連プロジェクトを展開している。例えば、1) 協定校との特徴あるネットワーク、2) 海外セミナーの体系化、3) eラーニング授業の活用、4) 中国語・英語等による授業などである。

専門科目に係る研究に関しても、各教員の個別の研究交流に加えて、招聘教員によるスタッフセミナーなどを組織的に展開している。

協定校・認定校に留学する学生は多いとは言えない状況が続いているものの、Aoyama Law 海外セミナーの開催数は 2008 年度以降も増えており、毎回、参加者も多い。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

「地球サイズの視野で Aoyama Law の教育・研究を展開します」という標語の下に、さらに新たな関連プロジェクトを組織的に展開する予定である。しかし、国際交流の予算面での制約、国際交流を支援するための組織母体の脆弱性などが課題となっている。また、中国の大学との単位互換を念頭においた協定の締結を進めている。

執筆項目 17 入学定員数の管理

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

入学定員に対する入学者比率が、2007 年度に 1.34 になってしまい、入学定員数の管理の面で問題が生じた。しかし、その後の年度については、この比率は、2008 年度に 1.14、2009 年度に 1.14、2010 年度に 1.11 となり、改善されてきている。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

入学定員を確保するための体制として、次のようなものがある。a.入試制度に係る入試新方式ワーキングを設置している。大学入試広報部との連携を強め、各種の分析情報を援用している。b.9 種類に及ぶ入試制度の定員枠を量的に管理するため、実質競争倍率の情報および他大学の比較情報を利用している。c.入学者の質的なレベル動向を把握するため、入試選択科目の成績等と入学後の GPA 等の情報を統計的に解析している。

毎年、各入試方式に係る定員設定を見直しつつ、3 年程度の周期で改正している。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

入学試験方式ごとに入学定員を割り当てている。この割り当て等を適正に設定しなければならない。入試方式の変更について検討する際に、併せて検討する必要がある。

執筆項目 18 収容定員数の管理

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

収容定員に対し、在籍学生比率が過大であった。もっとも、在籍学生比率は、勧告で指摘された 2007 年では 1.27 であったところ、2009 年は 1.24 と僅かながら改善している。このように、法学部にと

って、収容定員の管理は、極めて大きな課題となっている。特に、留年者は2009年89名であり、留年率が恒常的に高いことが課題である。第一の理由は、成績不良者である。個別の事情という要因が強くあり、必ずしも的確な共通の因子を見出せてはいないが、入試方式による定員管理が原因となっている年度については、それらの学生に対する補習授業を行っている。また、成績評価基準の統一化を行ったことの効果が表われているので、徐々に留年率は低下するものと期待している。

第二の理由は、就職浪人である。また、昨今の経済環境を勘案して、卒業延期制度が導入されたので、この制度を利用して在学を選択する者もいる。

第三の理由として、大学院法務研究科が設置される以前は、いわゆる「司法試験浪人」が多くみられた。しかし、現在は、他の国家試験に挑戦する者たちが留年率を高める原因の一つとなっている。

ちなみに、退学者数は、2008年26名、2009年38名となっており、相対的に多いという状況ではない。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

就職浪人により在学を延長する者については、進路・就職センターによる問題解決のための努力がなされている。

また、退学者の退学理由は、進路の変更、経済状況の悪化、他大学受験などである。退学者をできる限り減らすために、個別の面談によって対応しつつ、進路相談、奨学金・補助金などの情報提供などの支援を行っている。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

- 1) 各種の資格試験を目指す者たちに適切な情報を提供し、指導する取組みを強化するよう検討している。
- 2) 2010年度から法律指導室を改組して、大学院などへの進学を目指す者などに対する支援を強化した。さらに、今後、1年次、2年次の履修状況を重視して、履修モデルケースを明示し、段階的な学習計画を学生が設計できるようにし、その結果留年者が減ることになるように検討を加えている。

執筆項目 21 キャリア教育の充実

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

本学部も、キャリア教育の重要性を認識している。また、キャリア教育の目的として、単に卒業時点の就職を目指すのではなく、卒業後の人生設計に役立つ教育をしなければならないことも意識している。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

学部としての基本スタンスは、次のとおりである。a. 進路・就職センターと協調して、就職指導を充実させる。b. 進学等については、演習担当教員を核として、具体的な対応を図っている。c. インターンシップ科目を設けて、教育課程においてもキャリア教育を行っている。d. 生涯キャリア教育という視点からは、大学院にビジネス法務専攻を設置して、キャリア・デベロップメントの機会を設けている。

インターンシップ科目とは、3、4年生を対象として、夏季期間中の一定期間、企業、公官庁等で研修生として活動するプログラムである。企業等で学生が研修する前後に、所定のキャリア関連知識の座学を入れている。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

キャリア教育と関係のある卒業時の（特に男子学生について）進路決定率については、問題が生じている。すなわち、2010年3月に卒業した男子学生については、進路決定率が77.7%となっている。同月に卒業した女子の進路決定率については、85.7%である。したがって、男女で進路決定率が8%も開いてしまっている（2009年3月卒業者については、進路決定率の男女の差は、2.2%であった）。

2012年度に予定されているカリキュラム改革では、現実の社会における法的な問題を理解させるための科目を1年次に設置することが検討されている。このような科目が設けられれば、低学年のうちから学生が将来の進路について思いをいたすようになり、キャリアを形成する意識を入学直後から持つようになるであろう。ただし、キャリア教育に関するカリキュラムの編成作業は難しいので、2012年度のカリキュラム改革後も引き続き検討していく必要がある。

なお、学部生は、前述した、大学院に設けられているビジネス法務専攻のカリキュラムに参加することも可能であり、毎年、多数の学生が授業に参加している（現在、学部生の単位認定は行っていないが、現在、検討中である）。

執筆項目 22 教員組織や教員の教育・研究活動などの適切性

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

現在、設置基準で定められた教員数が確保されている状況にあるが、教育のレベルを確保するために、専任教員の補充人事を鋭意進めている。教員人事は、非常勤教員の人事を含めて、カリキュラム・ポリシーに基づき、分野ごとに当該分野のコア教育領域並びに研究領域の融合・連携を勘案し、年齢構成なども加味した教員配置となるように配慮して行っている。

もっとも、2008年に（特に一部の教員について）授業負担が相対的に高いことが、大学基準協会から指摘されていた。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

質の高い教育・研究活動を行うためには、a.各教員の授業担当コマ数の適正分担が必要になる。これについては、教員全体の授業負担・担当科目を勘案して、学部長および主任会が調整している。もっとも、2009年の教員1人当たりの担当コマ数は6.59であるものの、担当コマ数が10コマを超える教員が4名存在している。

また、b.教員の教育・研究活動を活性化するため、判例研究所、ビジネスロー・センターおよび法学会を中心として研究プロジェクトを推進している。さらに、研究と教育の連携を深化させるため、アカデミック・ネットワークワーキンググループ（学部内外の専門的知識基盤の成果をアウトリーチするという目的のワーキンググループ）を設置して活動している。

相模原キャンパスにおいては、各教員のオフィスアワーについてあらかじめ掲示をしている。青山キャンパスにおいては、各専任教員は、自己の研究室において、授業時間以外において、学生の相談・指導に対応している。その活動を支援するため、（青山キャンパスの担当である）学部教務課には、その対応窓口を置き、また、各教員もポータルサイト等において、学生に通知している。

学部運営を円滑にするため、主任会、改革推進基幹（教育・研究の基本方針に基づき、中長期計画を策定し、推進する）、プラットホーム基幹（豊かな教育・研究の基盤を構築する）、アウトリーチ基幹（教育・研究の営みと蓄積を広く開示し提供する）、Aoyama Law Square（Aoyama Lawの研究の拠点としての活動を展開する）に係る諸委員会を設置している。これらの基幹・委員会の構成員については専任教員が当たるところ、各専任教員にとって過重な負担とならないように配慮している。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

非常勤教員と学生との接点については、授業時間外の対応についての課題がいくつかあり、この点については、非常勤教員との懇談会において話し合っている。

また、コマ数の多い教員の問題については、現在補充人事を進めており、この過程で解決することが期待できる。

執筆項目 23 専任教員1人あたりの学生数

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

2008年に大学基準協会から、専任教員1人当たりの学生数が61.2と高くなっている旨の指摘がなされた。2009年度には専任教員1人当たりの学生数が59.4と改善されたものの、2010年度は、専任教員の退職が続いたことが原因となり、2010年には専任教員1人当たりの学生数は、61.3となり、比率の改善が鈍化した。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

2008年以降に比率が改善した理由は、第一に、入学定員の管理が功を奏してきたこと、第二に、留年生を減少させるための努力が実ってきたことである。

しかし、専任教員が定足数に満たないという状態が続いており、教育の水準を確保するためにも、補充人事を進めていく努力がさらに必要である。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

今年度に予定されている人事も含め、複数人の専任教員の補充が実現する見込みであり、専任教員1人当たりの学生数も改善することが期待できる。

執筆項目 24 自己点検・評価活動の実態

1. 具体的な状況・背景

<法学科>

法学部では、諸委員等の組織構成の下、a.基本構想、b.中長期計画、c.課題プログラム、d.各年度プロジェクトを推進している。

この教育システムの中で、自己点検、評価活動は、「PDCA」サイクルを実現するための一つの機能となっている。また、追跡評価方法に基づく仕分けも取り入れて、次期中長期計画に反映させている。

2. 現在までの対処状況

<法学科>

2006年度から、「PDCA」サイクルに基づく体制を準備し、2008年度から実施している。現在、改革推進基幹の下に置かれた「評価・FD ワーキンググループ」が、自己点検評価の作業を行い、かつ同時に、ファカルティ・デベロップメントを推進している。

3. 今後の対処方法・課題

<法学科>

評価活動は、エビデンス（客観的資料）に基づくことが重要であるが、そのデータベースの構築が不完全である。今後の検討課題の一つである。